

◆支部規約改正案に対する反対意見【2016.4.26 富158 綾部道男】

まえがき

社団法人は、人の集まりを中心とする。社員は経費を支払う義務を負う。
財団法人は、基本財産をもとに、その運用益で仕事をする。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第90条2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事会設置一般社団法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事の選定及び解職

定款 第32条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- 一 本会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

定款細則 第9条 その他支部に関して必要な事項は、当該支部において定めるものとする。

- 2 前項の規定により必要な事項を定めたときは、会長に報告する。

下記、総務委員会議事録に関する所感

平成27年度の委員会では「統治機能」を「ガバナンス」と言い換えているが、意味はほぼ同じく、「支配」という意味を含む「ガバナンス」という言葉は更に深化しているとも言え、本部（理事会）は支部（幹事会・会員）を管理、監督、指導する立場にあるとの考え方方が透けて見える。

しかし、これは、甚だしい誤りである。

社団法人の基盤である“人”、即ち会員が幹事会、理事会の執行状況を監督する立場にあるのであり、法においても、その監督的立場の代表である監事に相当の権限を保証している。

当協会の成り立ち、設立の目的を鑑みれば、諸事案の意思決定序列は、会員（社員総会・例会）、支部（幹事会）、本部（理事会）の順であるべきであり、法と定款もこの精神に基づいている。

支部、本部の任務は、それぞれの総会で承認された事業計画を適切に執行し、それぞれの支持母体である個人（独立した自営業者である会員）、機関（支部・グループ）の自主的・自律的活動が健全に、円滑に、効果的に遂行されるよう支援することである。

よって、支部幹事会は、理事会の“家来”的な如き状態に陥ってはならない。

特性の異なる各地域（支部）の会員に密接に関わっている支部幹事会の実質的職務は、理事会のそれよりも重く、優先的かつ十分に尊重されなければならない。

会員が支部を支え、その支部が本部を支え、その結集した力を支部長、会長が部外の諸団体や市場に向けて発信・発揮し、結果として会員に還元することが自然な力の流れ方である。

現行支部規約は文章として完璧と言い難いところはあるが、正しくこの精神に基づいてつくられている。

平成26年度 第2回 総務委員会議事録【2015.2.23】抜粋

7 支部規約の改正

①現行規約で、本部定款とは別に各支部独自の事業が可能とも読める内容があり、統治機能を明確にするため支部規約の改正を行う事を、理事会に提案する。

平成27年度 第3回 総務委員会議事録【2016.3.3】抜粋

5. 支部規約の改正案

資料5-1 支部規約の改正案 / 資料5-2 支部規約の改正案(委員長案)

- ・第1章総則 目的、事業-----協会定款と支部規約とのガバナンスをとるため、赤字修
- ・各支部において支部会員会費の8%が支部に運用がまかされているので、支部監査は残すが2名→1名とする。
- ・例会は、原則として毎月開催する。ただし、例会の詳細の内容については全て削除する。支部によってはグループ会議を組み合すのも一つの手である。支部例会での事務局からの書籍斡旋又は配布物等が切れ目なくあるのも、例会を残す一因である。
- ・支部総会の議長は支部長が兼ねる。
- ・いかなる会議においても議事録は作成するが、規約で縛らない。

以上の更修正案を作成の上メールにて各委員の了解を得て理事会に提出する。

質問 1

平成 26 年度 第 2 回ならびに平成 27 年度第 3 回総務委員会議事録に、「統治機能」「ガバナンス」という文言が記録されているが、“ガバナンス”というキーワードが意味する「統治」「支配」は、本部（理事会）が支部（幹事会）に対して、支部が会員に対して、管理・監督・指導的機能を発揮・強化すべきとの考えに基づくものなのかな？

質問 2

社団法人における「社員（通常会員）」は、株式会社に置き換えたとき「株主」以上に相当するものであるが、幹事会（支部長）の認識は如何？

意見 “改正”とは認め難い、支部規約変更案に反対する

規約の名称「・・・(富山・石川・福井) 支部規約」について …関連 第 1~3,6 条、附則 この名称をもって、各支部の自主自律に基づく裁量に従って定めたものと認められるか？…否
3 支部長の結託、あるいは理事会・本部事務局の関与があからさまに過ぎ、あまりにも稚拙である。これでは、規約を含む諸事項を当該支部において定めるものとする「定款細則第 9 条」に抵触し、違法性も否めない。

定款の支部版である支部規約は、定款細則で定めるとおり、支部の裁量で定めるべきものであり、体裁・内容ともにそれと認め得るものでなければならない。

理事会等のアドバイスを受けて、支部幹事会が吟味し、結果として 3 支部ともに同一の改正案を付議し承認され成立したという例は過去にもあり、それは容認できる。

第 4 条、第 5 条 定款と内容が重複してもよいが、支部の意志として具体的に明記すべきである。定款の目的を逸脱しない限りにおいて、付則に相当する支部規約が独自の目的を定めることは、むしろ推奨すべきことである。

各支部の地域固有の諸条件に応じた多様性（規約・事業計画・執行方法）をもって、相互に学習し、施策へ反映することにより組織（各支部～協会）は時機に応じて変化し進化し続けることが出来るのである。

第 17 条 議決権に関する極めて重大な問題がある。

ここでは、議決機関及び幹事会の職務を規定している。

幹事会の職務は、定款で定める理事会の職務を支部段階で準用すべきであるが、変更案は幹事会を支部における全権の意思決定機関にしようとしている。

即ち、会員に対して、会員の最も基本的な権利である「議決権」の放棄を求めている。

この変更案は、支部総会が「最高議決機関」であり、例会が支部総会を補完する「議決機関」であるという、法と定款にも整合している現行規約の基本・原則を覆すものであり、幹事会に対する牽制機能を担保してきた総会、例会、監事の機能全てを無力化しようとするものである。

幹事会の職務は、社団法人のあるべき姿ならびに法と定款の定めに従い、理事会と同様に、当該支部区域の社員の総意により承認された事業計画の執行に関する決定と、総会・例会に付議すべき事案の企画・立案を担う行政機能であり、「議決機関」ではない。

第 17 条 3 五 支部の運営に関する事項 は、末尾に書かれた条項であるため軽視され易いかもしれないが、極めて重要な意味を含んでいる。

例会を小刻みに（原則として毎月）開催することにより、総会に諮らねばならない「重要な事項」以外の「事項」を適時提案・決定する小回りの効く議決機関として機能させ、支部運営を適時・円滑に推進しようとしているのである。

第 20 条 総会の議長

支部総会が、ここで主張する従来通りの支部における最高意思決定機関であることを前提にして、総会において質疑に答えなければならない代表者の支部長が議長を兼任することは不適切ある。

第 21 条 議事録の作成

支部総会ならびに例会が、支部の議決機関であることを前提にして、付議された事項に対する質疑応答、意見、結論を議事録として記録保存することの必要性は言うまでもなく、現行のとおり規定によって義務行為とすべきである。